

別表第7（要領第9条関係）

工事完了検査について

- 1 工事完了検査予定日（毎週火曜日）の7日前までに、工事完了届ほか次の書類を提出し、検査を申し込んでください。

都市計画法第29条に基づく開発行為（次の①～⑤を各1部ずつ）

	工事完了届	地番 目録	位置図	区域図	公図	現況図	公共施設の 新旧対照図	完了図
①	○（法令様式）	○	○	○	○	—	○（※）	○
②	○（写）	○	○	○	○	—	○（※）	○
③	—	○	○	○	○	—	○（※）	○
④	—	○	○	○	○	—	○（※）	○
⑤	—	○	○	○	○	○	○（※）	○

※公共施設の新旧対照図は公共施設を設置した場合

秦野市まちづくり条例に基づく環境創出行為（次の①②を各1部ずつ）  
（都市計画法第29条に基づく開発行為を除く）

	工事完了届	地番 目録	案内図	公図	現況図	公共施設の 新旧対照図	完了図
①	○（条例様式）	○	○	○	—	○（※）	○
②	—	○	○	○	○	○（※）	○

※公共施設の新旧対照図は公共施設を設置した場合

【工事完了検査に当たって】

- 1 工事完了検査の開始時間については、後日連絡します。工事施工写真等関係書類を準備のうえ、工事完了検査の立会いをお願いします。
- 2 道路占用許可、道路自費工事承認、物件築造許可、緑化計画等、別に完了届等を提出する必要がある場合は、工事完了検査までに各担当課へ提出してください。
- 3 道路の移管がある場合は、工事完了届提出時に道路境界確定図等の必要書類を道路担当課へ提出してください。
- 4 防火水槽の設置がある場合は、事前に消防担当課との調整が必要です。
- 5 三次処理施設の浄化槽を設置してある場合には、検査当日ばっきの状態が確認できるようにしてください。

2 公共施設等移管書類

公共施設の種別、帰属関係等に応じ、次の書類のなかから必要なものを一部ずつ提出してください。

A-1 移管届出書類（公共施設新設の場合）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共施設等移管届（必須）</li> <li>② 寄付用地明細表（用地の寄付がある場合）</li> <li>③ 道路及び付属施設一覧表（道路の移管がある場合）</li> </ol> |
|--|

## A-2 所有権移転登記書類（用地移管の場合）

① 土地帰属証書（都市計画法第29条に基づく開発行為でない場合は「土地寄付証書」）
② 登記原因証明情報 兼 土地所有権移転登記嘱託承諾書
③ 印鑑証明（土地所有者が複数の場合はそれぞれ提出してください。）
④ 寄付用地の登記事項証明書（寄付用地に所有権以外の権利が設定されている場合は、工事完了届提出時まで抹消しておいてください。）

## A-3 土地無償使用承諾書（市管理・事業者所有の土地がある場合）

① 土地無償使用承諾書 ② 印鑑証明 ③ 土地の登記事項証明書
④ 位置図 ⑤ 公図 ⑥ 完了図

### 提出図面

B-1 必須 D-1 のみの場合は不要	案内図、公図、 完了図	地積 測量図	—	—
B-2（用地移管） 道路用地	案内図、公図、 完了図	地積 測量図	公共施設の 新旧対照図	道路縦断図・断面図・構造図・道路縦断図の測点が記入してある平面図
B-3（用地移管） ごみ収集場所用地 公園用地	案内図、公図、 完了図	地積 測量図		構造図
B-4（用地移管） 排水管理用地 消防水利用地 等	案内図、公図、 完了図	地積 測量図		構造図
C-1（施設移管） 排水施設	案内図、公図、 完了図	地積 測量図	公共施設の 新旧対照図	排水計画平面図・縦断図・構造図
C-2（施設移管） 消火栓・防火水槽	案内図、公図、 完了図	地積 測量図		構造図
D-1（施設移管） ごみ収集場所 [事業者所有]	案内図、公図、 完了図	地積 測量図		構造図

A 3判以上の図面は折りたたみ、すべてA 4判で製本してください。

「土地帰属証書」、「登記原因証明情報 兼 土地所有権移転登記嘱託承諾書」等記載上の注意事項

- 1 年月日は記入しないでください。
- 2 印鑑は実印を使用し、鮮明に押印してください。
- 3 捨印を押してください。
- 4 土地帰属（寄付）証書には、収入印紙200円を貼付し、割印してください。
- 5 寄付用地が複数の場合は、1筆ごとに大字、小字を記入してください。
- 6 登記簿の住所と印鑑証明の住所が異なる場合は、住所の変更の経緯を示す証明書を添付してください。（例：以前の住所が記載してある住民票）
- 7 登記簿面積と地積測量図の面積が合わない場合は、地積更正をしてください。

【記載例】都市計画法第29条に基づく開発行為の場合



土地帰属証書

下記表示の土地を都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第2項の規定により、年 月 日 秦野市に帰属しましたことにつきましては後日の証といたします。

年 月 日

記入不要

秦野市長 様

記入欄

住所氏名

**秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野太郎**



共有の場合は持分割合を表示する  
 (例) 持分2分の1 住所  
                                 氏名  
                                 住所  
                                 氏名

裏面



土地の表示  
秦野市

大字	字	地番	地目	地積 (㎡)		備考
<b>桜町一丁目</b>		<b>123番45</b>	<b>畑</b>	<b>12</b>		※1
<b>曾屋</b>	<b>山谷</b>	<b>12番3</b>	<b>宅地</b>	<b>12</b>	<b>34</b>	※2
<b>曾屋</b>	<b>山谷</b>	<b>12番4</b>	<b>宅地</b>	<b>23</b>	<b>45</b>	※3 ○
同・〃	同・〃	12番5	同・〃	34	56	※3 ×

- ※1 住居表示の場合の記入例
- ※2 その他の場合の記入例
- ※3 表示する土地が複数の場合、字名等を「同」や「〃」で表示せず、一筆ごと、正確に記載する。



登記原因証明情報 兼 土地所有権移転登記嘱託承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 秦野市  
義務者 (乙) **秦野太郎**

(2) 不動産の表示 末尾記載のとおり

共有の場合は、氏名を併記する。  
「秦野太郎、秦野一郎、・・・」

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は甲に対し 年 月 日都市計画法第40条第2  
項の規定により本件不動産を帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 土地所有権移転嘱託登記承諾書

乙は、上記に基づき、甲が下記物件の所有権移転嘱託登記を行うことについて承諾する。

年 月 日  
記入不要  
横浜地方法務局西湘二宮支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

共有の場合は持分割合を表示する  
(例) 持分2分の1  
住所 ○○○○  
氏名 △△△△  
持分2分の1  
住所 ××××  
氏名 □□□□

権利者 (甲) 秦野市長 高橋昌和

義務者 (乙) 住所 **秦野市桜町一丁目3番2号**

氏名 **秦野太郎**



不動産の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)	
秦野市 <b>桜町一丁目</b>	<b>123番45</b>	畑	<b>12</b>	
秦野市 <b>菅屋宇山谷</b>	<b>12番3</b>	宅地	<b>12</b>	<b>34</b>

【記載例】まちづくり条例に基づく環境創出行為 (都計法非該当) の場合  
不動産の表示

収入印紙  
200円  
割印 (実印)



土地寄付証書

下記表示の土地を秦野市まちづくり条例施行規則 (平成12年秦野市規則第13号) 第30条の規定により 年 月 日秦野市に寄付しましたことにつきましては後日の証といたします。

年 月 日  
記入不要

※「登記原因証明情報 兼 土地所有権移転登記嘱託承諾書」も同様に根拠法令を変更する。